

平成二十一年五月十五日提出
質問第四〇六号

食品放射線照射に関する質問主意書

提出者 鈴木克昌

食品放射線照射に関する質問主意書

食品への放射線照射については、貯蔵期間の延長や殺菌・殺虫などを目的として今日各国で広く行われている技術と承知している。

現在、最も多くの国で利用されている食品照射は香辛料に対する照射と言われ、四六カ国以上で許可されている。その他の食品への照射については、国によってかなりの相違があるが、我が国においては放射線に対する心理的な拒否反応もあって、食品照射は浸透していないのが現状である。

以上の点を踏まえて、食品照射について以下質問する。

一 F A O（国際連合食糧農業機関）、I A E A（国際原子力機関）、W H O（世界保健機関）の食品照射合同専門委員会による照射食品の安全宣言とはどのような内容か。

二 我が国ではジャガイモだけに食品照射を認めているが、ジャガイモだけを認めている理由は何か。

三 照射食品が安全と言える科学的根拠は何か。

四 我が国においても、ジャガイモ以外の他の食品にも照射の許可範囲を広げようとする検討が行われていると承知しているが、その検討の内容はどのようなものか。検討している委員会等の名称、委員等の氏

名、許可範囲拡大を検討している対象食品名とともに、検討の経緯について回答を求める。
右質問する。